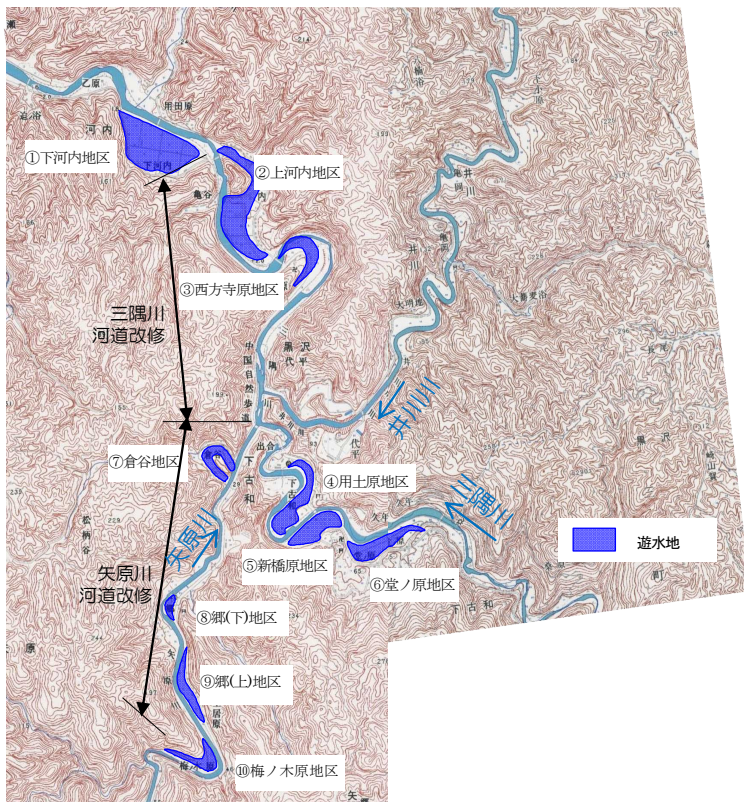


4. 矢原川ダム検証に係る検討の内容

4.3 複数の治水対策案の立案

④ 事業費

項目	金額 (億円)	項目	金額 (億円)	項目	金額 (億円)
遊水地建設費	317.5	河川改修費 (三隅川)	51.2	河川改修費 (矢原川)	48.7
工事費	288.7	工事費	36.6	工事費	39.0
用地補償費	16.3	用地補償費	11.2	用地補償費	2.9
調査費他	12.5	調査費他	3.4	調査費他	6.8
計					417.4



No.	地区名	位置	遊水地諸元	
			地目	面積
1	下河内原地区	三隅川 7k500~8k100 付近 左岸側	水田	143,000
2	上河内原地区	三隅川 8k400~9k200 付近 右岸側	水田	129,000
3	西方寺原地区	三隅川 9k300~10k000 付近 左岸側	水田	41,000
4	用土原地区	三隅川 11k900~12k600 付近 右岸側	水田	61,000
5	新橋原地区	三隅川 12k500~13k100 付近 左岸側	水田	51,000
6	堂ノ原地区	三隅川 13k200~13k700 付近 左岸側	水田	57,300
		小計		482,300
7	倉谷地区	矢原川 0k300~0k500 付近 左岸側	水田	29,300
8	郷(下)地区	矢原川 1k500~1k700 付近 右岸側	水田	10,900
9	郷(上)地区	矢原川 1k900~2k600 付近 右岸側	水田	31,600
10	梅ノ木原地区	矢原川 2k600~3k200 付近 左岸側	水田	29,600
		小計		101,400
		計		583,700m ²

図 4.3.9 遊水地箇所

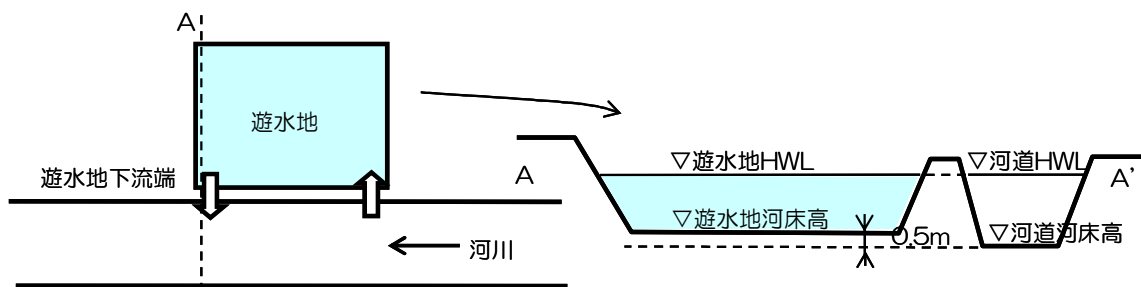


図 4.3.10 遊水地案

4.3.4 放水路(案)

(1) 概要

矢原川より日本海へトンネル放水路を建設し河道流量を低減させる。

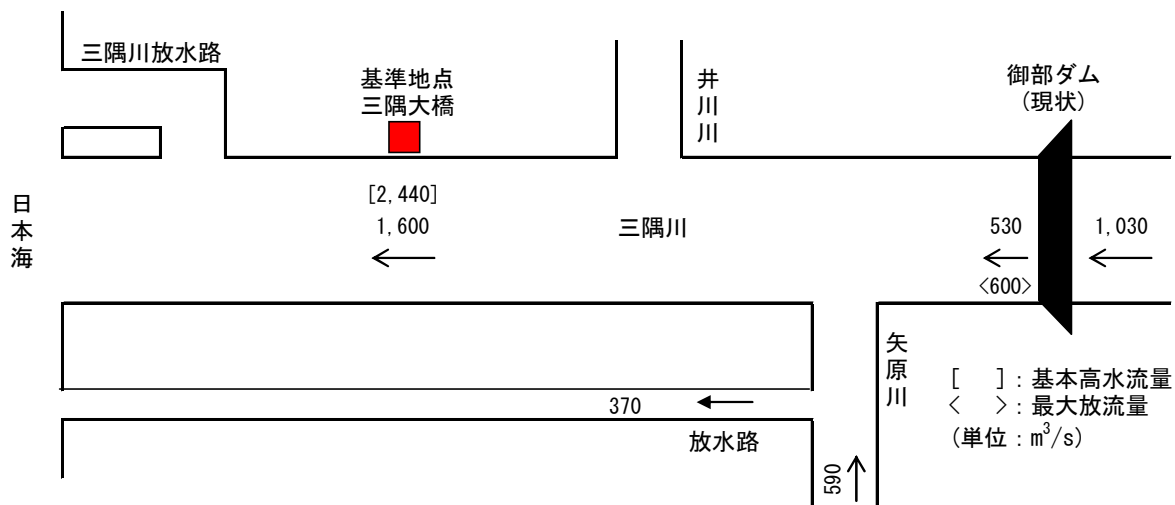


図 4.3.2 流量配分図

(2) 検討条件

放水路計画位置より下流側については、河道改修が生じないように計画する。

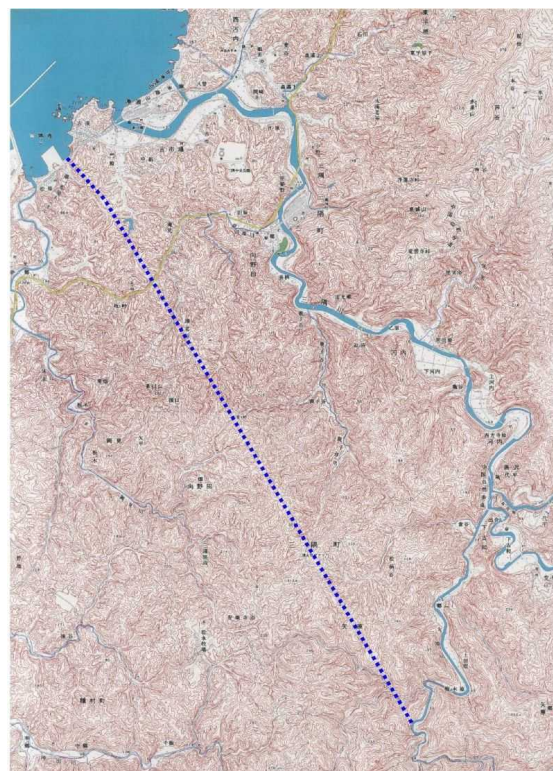


図 4.3.11 放水路平面

(3) 検討内容

① 放水路

放水路延長：L=8.6km

放水路形状：トンネル(馬蹄形)

放水路断面：A=100m²

② 河道改修

河道改修を伴わない。

③ 主な補償内容

	住家	用地
放水路	0戸	1.8ha

④ 事業費

項目	金額(億円)
放水路建設費	312.2
工事費	303.1
用地補償費	0.2
調査費他	8.9

4. 矢原川ダム検証に係る検討の内容

4.3 複数の治水対策案の立案

<比較検討>

- ・ケース 3-1 については、河道改修が生じないようにダム地点から放水路を計画する。
- ・ケース 3-2 については、放水路延長が短くなるように放水路及び河道改修を計画する。
- ・ケース 3-3 については、三隅川本川の河道改修が生じないように矢原川合流点から放水路を計画する。

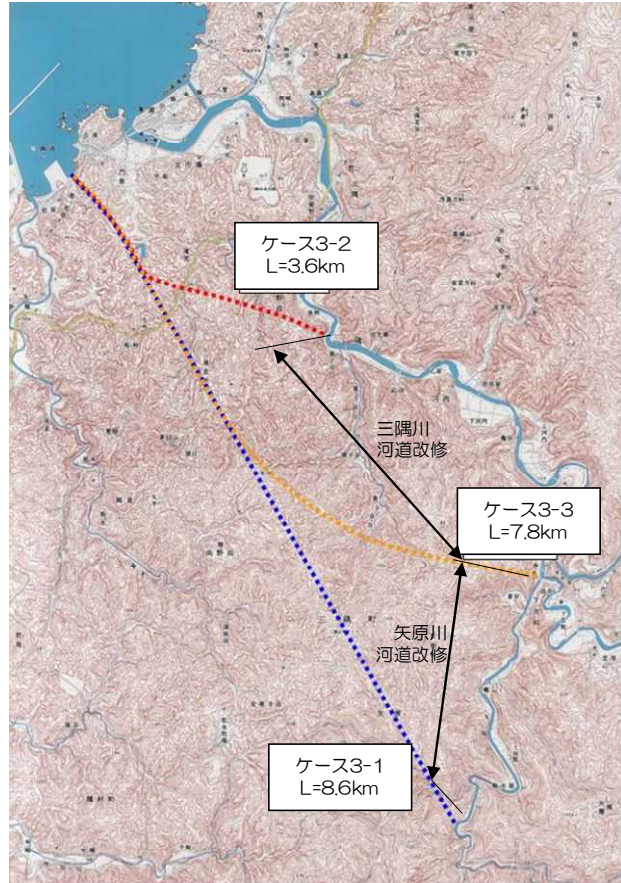


図 4.3.12 放水路ルート比較

表 4.3.1 放水路案比較

	ケース3-1	ケース3-2	ケース3-3
トンネル延長	8.6km	3.6km	7.8km
トンネル施工費	312.2億円	183.7億円	291.5億円
河道改修費 (三隅川)	0.0億円	95.6億円	0.0億円
河道改修費 (矢原川)	0.0億円	48.7億円	48.7億円
補償物件及び 主要構造物	補償物件：0戸 橋梁架替：0橋	補償物件：0戸 橋梁架替：5橋	補償物件：0戸 橋梁架替：0橋
合計	312.2億円	328.0億円	340.2億円
評価	1 (採用案)	2	3

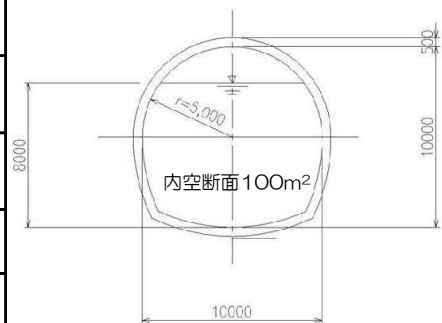


図 4.3.13 ケース 3-1 の断面形状

4.3.5 河道の掘削、引堤、堤防のかさ上げの複合案

(1) 概要

流下能力が不足する区間について、河道流量を基準地点で $1,940\text{m}^3/\text{s}$ (既設御部ダムの洪水調節) 流下させるため、河道の掘削、引堤、堤防のかさ上げのうち、最も安価となる改修を行う。

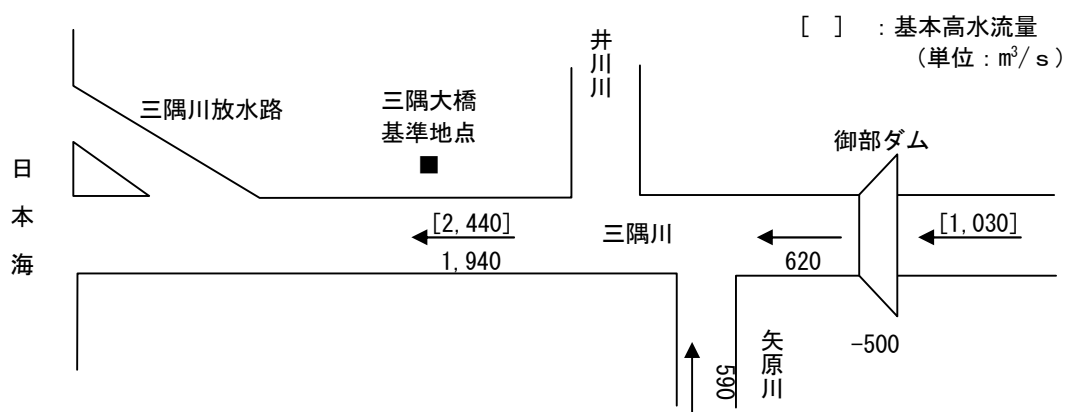


図 4.3.14 流量配分図

(2) 検討条件

① 平面計画

平面形は、基本的には現状河道と同様とする。引堤が最も安価となる区間では、片岸を引堤する。堤防のかさ上げが最も安価となる区間は両岸のかさ上げを行う。

② 縦断計画

縦断勾配は現況の縦断勾配を踏襲する。

③ 横断計画

三隅川の護岸勾配は現状にあわせて $1:2.0$ とする。矢原川および三隅川放水路の護岸勾配も、現状にあわせて $1:0.5$ とする。

(3) 検討内容

① 河道改修の内容

引堤	三隅川	L=8.2km
	矢原川	L=3.1km
	三隅川放水路	L=0.4km
かさ上げ	三隅川	L=3.1km

② 主な補償内容

	住家	用地
河道改修	84戸	19.7ha

4. 矢原川ダム検証に係る検討の内容

4.3 複数の治水対策案の立案

③ 事業費

項目	金額(億円)	項目	金額(億円)	項目	金額(億円)
三隅川	191.3	矢原川	48.7	三隅川放水路	6.1
工事費	135.5	工事費	39.0	工事費	5.1
用地補償費	43.2	用地補償費	2.9	用地補償費	0.1
調査費他	12.6	調査費他	6.8	調査費他	0.9
計					246.1



図 4.3.15 計画概要図

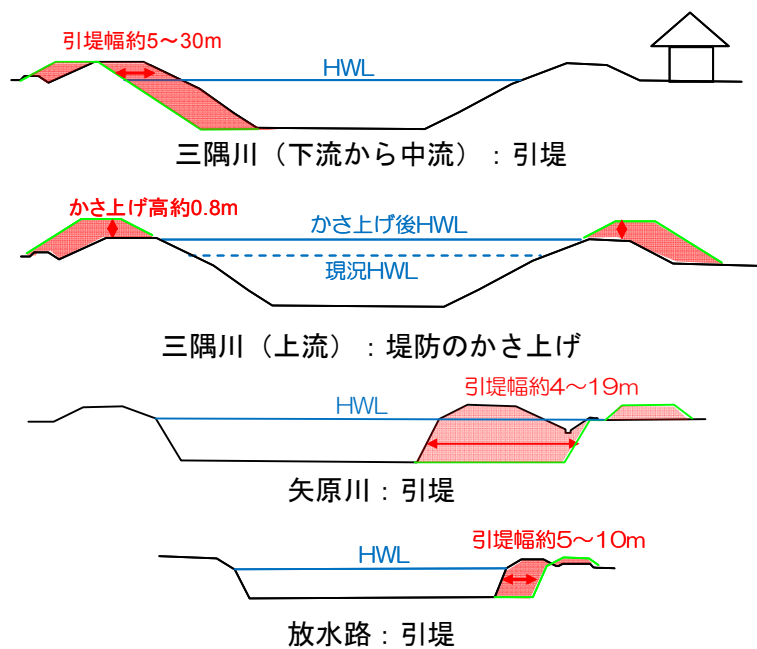


図 4.3.16 引堤及び堤防のかさ上げのイメージ

4.3.6 河道の掘削(案)

(1) 概要

流下能力が不足する区間について、河道流量を基準地点で $1,940\text{m}^3/\text{s}$ (既設御部ダムの洪水調節) 流下させるため、河道の掘削を行う。

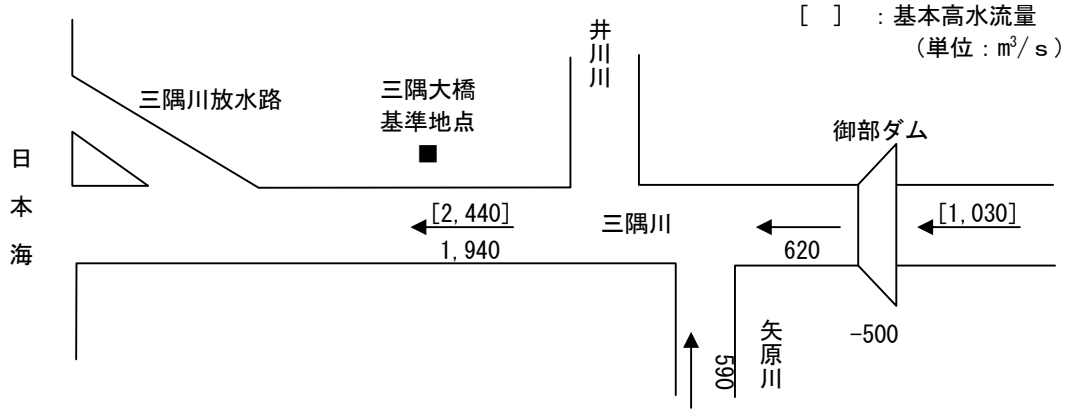


図 4.3.17 流量配分図

(2) 検討条件

① 平面計画

平面形は、基本的には現状河道と同様とする。矢原川については、川幅が大幅に不足する区間で片岸を引堤する。

② 縦断計画

縦断勾配は計画縦断勾配を踏襲し、河床掘削を行う。

③ 横断計画

三隅川の掘削勾配は現状の護岸勾配にあわせて $1:2.0$ とする。矢原川および三隅川放水路の掘削勾配も、現状の護岸勾配にあわせて $1:0.5$ とする。

(3) 検討内容

① 河道改修の内容

掘削：三隅川 L=11.1km
 矢原川 L=3.1km
 三隅川放水路 L=0.4km

② 主な補償内容

	住家	用地
河道改修	0戸	2.5ha

③ 事業費

項目	金額(億円)	項目	金額(億円)	項目	金額(億円)
三隅川	321.6	矢原川	76.2	三隅川放水路	16.3
工事費	306.0	工事費	68.5	工事費	14.3
用地補償費	0.0	用地補償費	0.7	用地補償費	0.0
調査費他	15.6	調査費他	7.0	調査費他	2.0
計					414.1

4. 矢原川ダム検証に係る検討の内容

4.3 複数の治水対策案の立案



図 4.3.18 計画概要図

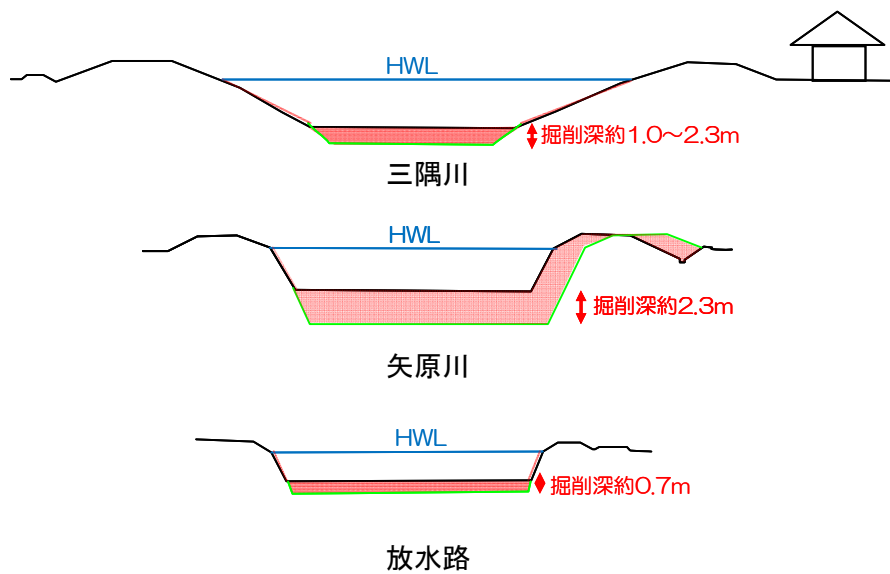


図 4.3.19 河道の掘削のイメージ

4.3.7 引堤(案)

(1) 概要

流下能力が不足する区間について、河道流量を基準地点で 1,940m³/s(既設御部ダムの洪水調節)流下させるため、引堤を行う。

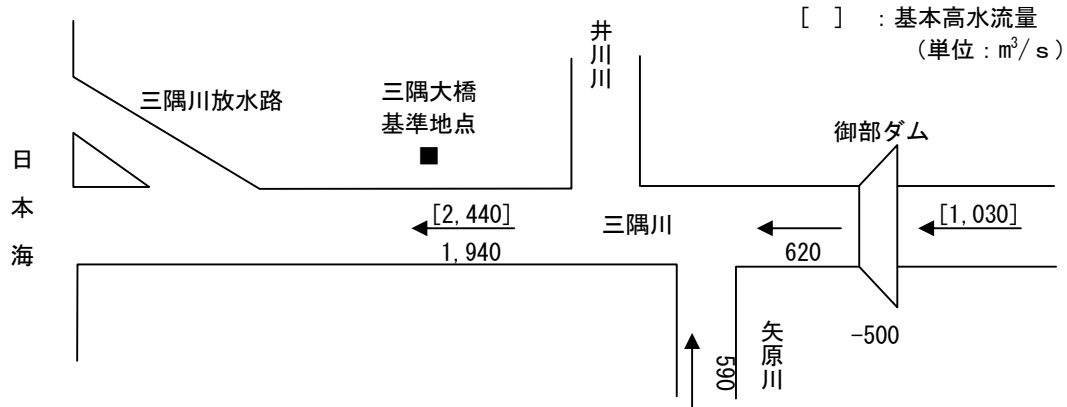


図 4.3.20 流量配分図

(2) 検討条件

① 平面計画

片岸に引堤を行う。

② 縦断計画

縦断勾配は現況の縦断勾配を踏襲する。

③ 横断計画

三隅川の護岸勾配は現状にあわせて 1 : 2.0 とする。矢原川及び三隅川放水路の護岸勾配も現状にあわせて 1 : 0.5 とする。

(3) 検討内容

① 河道改修の内容

引堤 : 三隅川 L=11.1km

矢原川 L=3.1km

三隅川放水路 L=0.4km

② 主な補償内容

	住家	用地
河道改修	84戸	21.1ha

③ 事業費

項目	金額(億円)	項目	金額(億円)	項目	金額(億円)
三隅川	225.2	矢原川	48.7	三隅川放水路	6.1
工事費	168.2	工事費	39.0	工事費	5.1
用地補償費	44.1	用地補償費	2.9	用地補償費	0.1
調査費他	12.9	調査費他	6.8	調査費他	0.9
計					280.0

4. 矢原川ダム検証に係る検討の内容
4.3 複数の治水対策案の立案



図 4.3.21 計画概要図

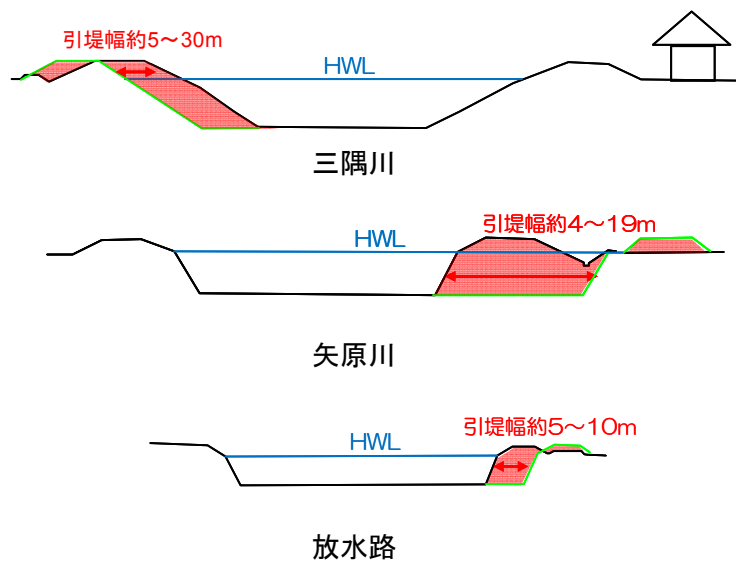


図 4.3.22 引堤のイメージ

4.3.8 堤防のかさ上げ(案)

(1) 概要

流下能力が不足する区間について、河道流量を基準地点で $1,940\text{m}^3/\text{s}$ (既設御部ダムの洪水調節) 流下させるため、堤防のかさ上げを行う。

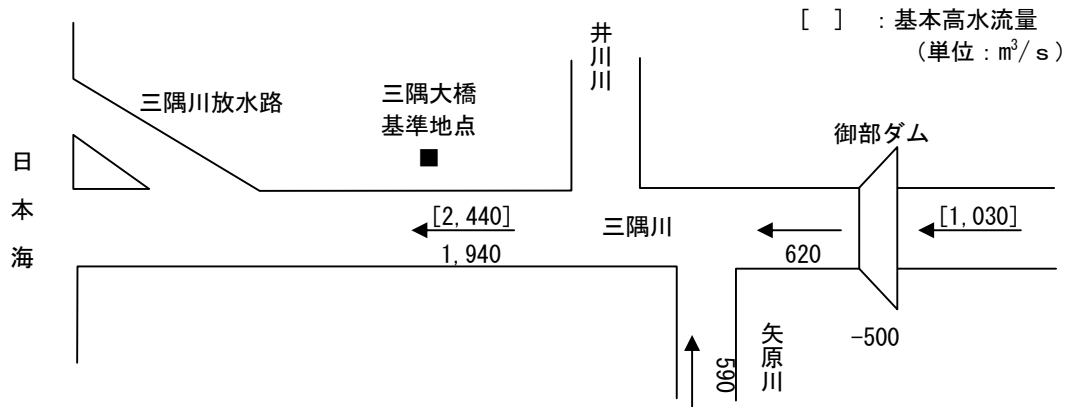


図 4.3.23 流量配分図

現況よりも HWL を高くすると洪水時の危険度が増すことから、宅地が低く家屋の密集する三隅川下流～中流域では引堤とし、宅地が高く家屋の少ない三隅川上流域、矢原川は堤防のかさ上げを検討する。

(2) 検討条件

① 平面計画

かさ上げ区間は両岸のかさ上げを行う。引堤区間は片岸に引堤を行う。

② 縦断計画

縦断勾配は現況の縦断勾配を踏襲する。

三隅川の H. W. L は引堤する 8k200 までは現況と同じで、堤防のかさ上げをする 8k200 より上流は現況 H. W. L より 0.8m かさ上げした高さである。矢原川は全区間で現況 H. W. L より 2.5m かさ上げした高さである。

③ 横断計画

三隅川のかさ上げの法勾配は $1:2.0$ で、護岸の範囲は計画高水位までとし、それより上部については土羽とする。矢原川のかさ上げの法勾配は $1:0.5$ で、護岸の範囲は計画高水位までとし、それより上部については土羽とする。

(3) 検討内容

① 河道改修の内容

引堤：三隅川	L=8.2km
三隅川放水路	L=0.4km
かさ上げ：三隅川	L=3.1km
矢原川	L=3.1km

4. 矢原川ダム検証に係る検討の内容

4.3 複数の治水対策案の立案

② 主な補償内容

	住家	用地
河道改修	84戸	17.5ha

③ 事業費

項目	金額(億円)	項目	金額(億円)	項目	金額(億円)
三隅川	191.3	矢原川	54.9	三隅川放水路	6.1
工事費	135.5	工事費	43.9	工事費	5.1
用地補償費	43.2	用地補償費	4.3	用地補償費	0.1
調査費他	12.6	調査費他	6.7	調査費他	0.9
計					252.3

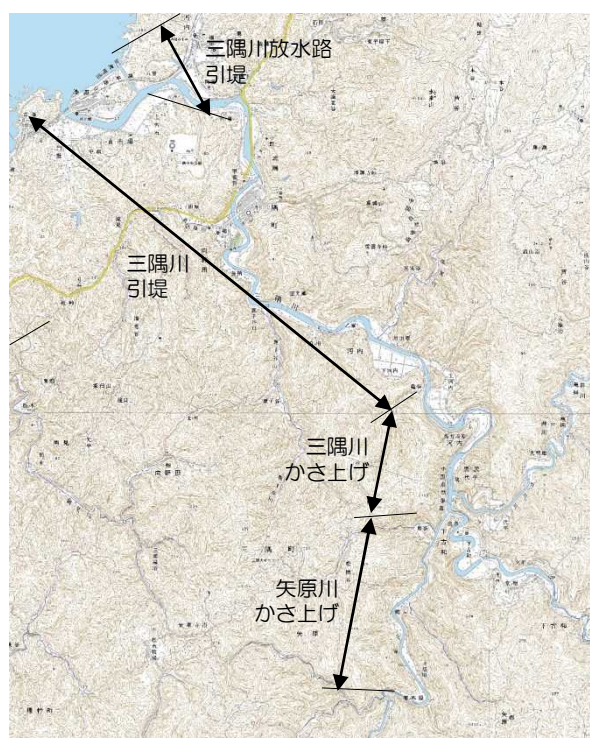


図 4.3.24 計画概要図

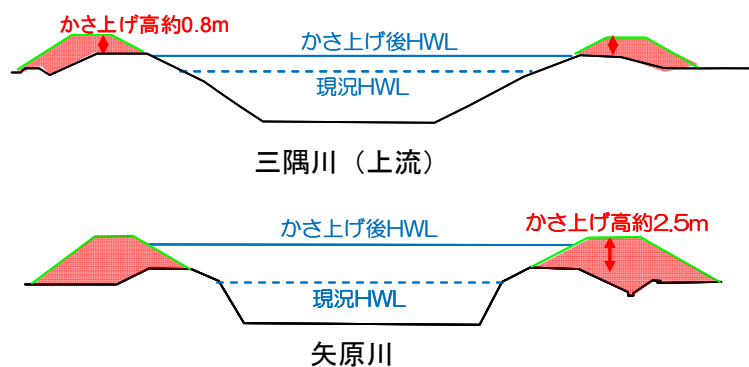


図 4.3.25 堤防のかさ上げのイメージ

4.4 治水対策案の評価軸による評価

立案した複数の治水対策案を「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の評価軸により評価する。

同細目に示されている評価軸は、次のとおりである。

- 1) 安全度（被害軽減効果） 2) コスト 3) 実現性 4) 持続性
5) 柔軟性 6) 地域社会への影響 7) 環境への影響

表 4.4.1 評価の考え方

評価軸	評価の考え方
安全度 (被害軽減効果)	<ul style="list-style-type: none"> ●河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか ●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか ●段階的にどのような安全度が確保されていくか ●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか (上下流や支川等における効果)
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ●完成までに要する費用はどのくらいか ●維持管理に要する費用はどのくらいか ●その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいか
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ●土地所有者等の協力の見通しはどうか ●その他の関係者との調整の見通しはどうか ●法制度上の観点から実現性が見通しはどうか ●技術上の観点から実現性が見通しはどうか
持続性	<ul style="list-style-type: none"> ●将来にわたって持続可能といえるか
柔軟性	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか
地域社会への影響	<ul style="list-style-type: none"> ●事業地及びその周辺への影響はどの程度か ●地域振興に対してどのような効果があるか ●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか
環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ●水環境に対してどのような影響があるか ●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか ●土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか ●景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか ●その他

評価軸ごとの評価は、次のとおりである。

「安全度」(表 4.4.2 参照)

各案とも計画区間内で治水安全度 1/100 を満足する。

「コスト」 (表 4.4.3 参照)

完成までに要する費用は、矢原川ダム案が最も安価である。維持管理に要する費用は矢原川ダム案は高額となるが、他案にはダム中止に伴う費用が必要となる。トータルコストを比較しても、矢原川ダム案が最も安価である。

したがって、「コスト」では矢原川ダム案が最も有利である。

「実現性」 (表 4.4.4 参照)

矢原川ダム案は既に河川整備計画を策定・公表しており、土地所有者等への説明をおこなっている。事業が継続されれば、概ね 20 年程度でダム下流域では 1/100 の安全度が確保できる。他案は新たな治水対策となるため、土地所有者の協力を得るのに時間を要すると考えられ、治水効果発現時期の確実な見通しは立たない。

「持続性」 (表 4.4.5 参照)

各案とも管理者が適切な管理を行うことで、治水効果は持続できる。

「柔軟性」 (表 4.4.6 参照)

矢原川ダム案、ダム有効活用案、遊水地案は貯水池の掘削や放流方式の変更によって、洪水調節量の引き上げが可能である。河川改修案においても、掘削や堤防のかさ上げ等により流下能力の引き上げが可能である。一方、放水路はトンネル構造であるため、断面の拡大が不可能であり、流下能力の引き上げができないため、柔軟な対応は困難である。

「地域社会への影響」 (表 4.4.7 参照)

矢原川ダム案は家屋移転や水没用地が発生するなど地域社会への影響がある。ダム有効活用案は、必要とする用地は最も大きいですが、家屋移転等は生じないため地域社会への影響は少ないと予想される。遊水地案及び河道改修案は水田の消失や家屋の移転が多く、生活基盤や生産基盤を大幅に減少させることになり、地域への影響は他案よりも大きいと予想される。放水路案は日本海へ洪水を放流するため流域内での影響は無いが、放流先である水域では漁業の漁獲等への影響があると考えられる。

「環境への影響」 (表 4.4.8 参照)

矢原川ダム案では洪水発生時の湛水により水質や生物に与える影響が大きいと考えられる。ダム有効活用案では、貯水池面積が広がるため貯水池周辺の生物に与える影響は大きいですが、ダム集水域全体では大きな変化はないと考えられる。遊水地案は田園風景が失われるため景観の変化が大きいと考えられる。放水路においては、海浜が一部消失することによる景観への影響や新たに河口ができるため濁水放流による海生物への影響が大きいと考えられる。河道改修案については、施工時に水性生物へ与える影響が大きいと考えられる。

4. 矢原川ダム検証に係る検討の内容

4.4 治水対策案の評価軸による評価

表 4.4.2 安全度評価一覧

治水対策案と実施内容の概要		1.ダム	2.ダムの有効活用	3.遊水池(調節池)	4.放水路(放水路)	5~7.河道改修(河道の掘削、引堤、堤防かさ上げから複合案を設定)	
1 安全度 (流量低減、水位低下、資産被害抑制、人身被害抑制の観点で評価)	①河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか	計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。 (ダム) ダム上流域の洪水に対して、ダムの洪水調節容量は、計画上の余裕を十分に確保でき、ある程度大きな洪水まで対応できる。 ダム下流域の洪水に対しては、計画高水位以上の洪水が発生し、越水や破堤による浸水の恐れがある。	計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。 (ダム) ダム上流域の洪水に対して、ダムの洪水調節容量は、計画上の余裕を十分に確保でき、ある程度大きな洪水まで対応できる。 ダム下流域の洪水に対しては、計画高水位以上の洪水が発生し、越水や破堤による浸水の恐れがある。	計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。 (遊水池) 計画規模以上の洪水が発生すると調節効果がなくなる。 (河漕) 計画高水位以上の洪水が発生し、越水や破堤による浸水の恐れがある。	計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。 (放水路) 放水路入り口上流域の降雨に対しては、トンネルの設計流量は計画上の余裕を含んでおり、ある程度大きな洪水まで対応できる。 放水路入り口下流域の降雨に対しては、計画高水位以上の洪水が発生し、越水や破堤による浸水の恐れがある。	5~7.河道改修(河道の掘削、引堤、堤防かさ上げから複合案を設定)	
	②目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか	計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。 (ダム) ダム上流域の洪水に対して、ダムの洪水調節容量は、計画上の余裕を十分に確保でき、ある程度大きな洪水まで対応できる。 ダム下流域の洪水に対しては、計画高水位以上の洪水が発生し、越水や破堤による浸水の恐れがある。	計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。 (遊水池) 計画規模以上の洪水が発生すると調節効果がなくなる。 (河漕) 計画高水位以上の洪水が発生し、越水や破堤による浸水の恐れがある。	計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。 (放水路) 放水路入り口上流域の降雨に対しては、トンネルの設計流量は計画上の余裕を含んでおり、ある程度大きな洪水まで対応できる。 放水路入り口下流域の降雨に対しては、計画高水位以上の洪水が発生し、越水や破堤による浸水の恐れがある。	計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。 (河漕) 計画高水位以上の洪水が発生し、越水や破堤による浸水の恐れがある。	引堤+堤防のかさ上げ	計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。 (河漕) 計画高水位以上の洪水が発生し、越水や破堤による浸水の恐れがある。
	③段階的にとの安全度が確保されていくか	(ダム) 完成するまで、効果は期待できない。 (河漕) 一連区間を整備することにより順次効果の発現が期待できる。	(ダム) 完成するまで、効果は期待できない。 (河漕) 一連区間を整備することにより順次効果の発現が期待できる。	(遊水池) 10箇所あり、1カ所を整備することにより順次効果の発現が期待できる。 (河漕) 一連区間を整備することにより順次効果の発現が期待できる。	(放水路) 完成するまで、効果は期待できない。	(河漕) 一連区間を整備することにより順次効果の発現が期待できる。	(河漕) 一連区間を整備することにより順次効果の発現が期待できる。
	④どの範囲でどのような効果が確保されていくか	計画区間内で計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。	計画区間内で計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。	計画区間内で計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。	計画区間内で計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。	計画区間内で計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。	計画区間内で計画規模1/100に対して、浸水は発生しない。

コメントの凡例

青字：プラスの要因

黒字：現状維持、その他

赤字：マイナスの要因

評師の記号
 ○：枠内の文字が全て青(黒字は除く)
 ×：枠内の文字が全て赤(黒字は除く)
 △：枠内の文字が青と赤(黒字は除く)
 (注) 評師の一つの自認として○×△を記載していますが、詳細については、各評師軸ごとの評師の考え方をご覧下さい。

4. 矢原川ダム検証に係る検討の内容

4.4 治水対策案の評価軸による評価

表 4.4.3 コスト評価一覧

治水対策案と実施内容の概要	1.ダム	2.ダムの有効活用	3.遊水池(調節地)	4.放水路(捷水路)	5~7.河道改修 (河道の掘削、引堤、堤防かさ上げから複合案を設定)
	矢原川ダム	御部ダムのかさ上げ+引堤(矢原川)	遊水池+引堤+堤防のかさ上げ	放水路	引堤+堤防のかさ上げ
①完成までに要する費用 ②維持管理に要する費用 ③その他の費用 合計	総事業費：220億円 残事業費：208.7億円 補償住家数：3戸 買収面積：宅地 0.5ha 水田・畑 2.5ha 山林 58.9ha	総事業費：457.6億円 ダムかさ上げ：408.9億円 矢原川：48.7億円 補償住家数：2戸 買収面積：宅地 0.1ha 水田・畑 7.3ha 山林 156.2ha	総事業費：417.4億円 遊水池：317.5億円 三隅川：51.2億円 矢原川：48.7億円 補償住家数：2戸 買収面積：宅地 0.1ha 水田・畑 66.0ha 山林 0.4ha	総事業費：312.2億円 補償住家数：0戸 買収面積：宅地 0ha 水田・畑 0ha 山林 1.8ha	総事業費：246.1億円 三隅川：191.3億円 矢原川：48.7億円 三隅川放水路：6.1億円 補償住家数：84戸 買収面積(全体)：宅地 3.0ha 水田・畑 16.3ha 山林 0.4ha
	維持管理費用 河道維持：1.1億円/年 タム施設(矢原川ダム・御部ダム)：0.56億円/年 合計：1.66億円/年 50年分の維持管理費用：83億円	維持管理費用 河道維持：1.1億円/年 タム施設(御部ダム)：0.28億円/年 合計：1.38億円/年 50年分の維持管理費用：69億円	維持管理費用 河道維持：1.1億円/年 遊水池維持：0.35億円/年 タム施設(御部ダム)：0.28億円/年 合計：1.73億円/年 50年分の維持管理費用：86.5億円	維持管理費用 河道維持：1.1億円/年 タム施設(御部ダム)：0.28億円/年 合計：1.38億円/年 50年分の維持管理費用：69億円	維持管理費用 河道維持：1.1億円/年 タム施設(御部ダム)：0.28億円/年 合計：1.38億円/年 50年分の維持管理費用：69億円
	291.7億円	550.3億円 タム中止に伴う費用：23.7億円	527.6億円 タム中止に伴う費用：23.7億円	404.9億円 タム中止に伴う費用：23.7億円	338.8億円 タム中止に伴う費用：23.7億円

4. 矢原川ダム検証に係る検討の内容

4.4 治水対策案の評価軸による評価

表 4.4.4 実現性評価一覽

治水対策案と実施内容の概要		1.ダム	2.ダムの有効活用	3.遊水池(調節地)	4.放水路(擬水路)	5~7.河道改修(河道の掘削、引堤、堤防かさ上げから複合案を設定)
3.実現性	①土地所有者等の協力の見通し	矢原川ダム	御部ダムのかさ上げ+引堤(矢原川)	遊水池+引堤+堤防のかさ上げ	放水路	引堤+堤防のかさ上げ
		<p>湛水地の買収が必要 住家移転：3戸 買収面積： 宅地 0.5ha 水田・畑 2.5ha 山林 58.9ha</p> <p>ダム計画は、既に公表しており、事業概要等については逐次説明を行っている。</p>	<p>湛水地と河道沿川の民地の買収が必要 住家移転：2戸 買収面積： 宅地 0.1ha 水田・畑 7.3ha 山林 156.2ha</p> <p>新たな治水対策となるため、地元説明から手順を踏んで事業を進める必要があり、工事着手するまでに時間を要する。</p>	<p>遊水池と河道沿川の民地の買収が必要 住家移転：2戸 買収面積： 宅地 0.1ha 水田・畑 66.0ha 山林 0.4ha 沿川水田面積 129haの4.5%</p> <p>新たな治水対策となるため、地元説明から手順を踏んで事業を進める必要があり、工事着手するまでに時間を要する。</p>	<p>放水路出入口付近の買収が必要 買収面積： 山林 1.8ha</p> <p>新たな治水対策となるため、地元説明から手順を踏んで事業を進める必要があり、工事着手するまでに時間を要する。</p>	<p>河道沿川の民地の買収が必要 住家移転：84戸 買収面積： 宅地 3.0ha 水田・畑 16.3ha 山林 0.4ha</p> <p>新たな治水対策となるため、地元説明から手順を踏んで事業を進める必要があり、工事着手するまでに時間を要する。</p>
	②その他の関係者との見通し	<p>道路交通関係者： 浜田市、益田市 内水面漁業者： 三隅川漁業協同組合</p> <p>△</p>	<p>道路交通関係者： 浜田市、益田市 内水面漁業者： 三隅川漁業協同組合</p> <p>△</p>	<p>農業関係者： 浜田市土地改良区 内水面漁業者： 三隅川漁業協同組合</p> <p>△</p>	<p>農業関係者： 浜田市土地改良区 内水面漁業者： 三隅川漁業協同組合</p> <p>△</p>	<p>農業関係者： 浜田市土地改良区 内水面漁業者： 三隅川漁業協同組合</p> <p>△</p>
		<p>ダム計画は、既に公表しており、事業概要等については逐次説明を行っている。</p>	<p>新たな治水対策となるため、事業説明から手順を踏んで進める必要があり、工事着手するまでに時間を要する。</p>	<p>新たな治水対策となるため、事業説明から手順を踏んで進める必要があり、工事着手するまでに時間を要する。</p>	<p>新たな治水対策となるため、事業説明から手順を踏んで進める必要があり、工事着手するまでに時間を要する。</p>	<p>新たな治水対策となるため、事業説明から手順を踏んで進める必要があり、工事着手するまでに時間を要する。</p>
③法制度上の観点から実現性の見通し	<p>現行法内であるので、問題はない。</p>	<p>現行法内であるので、問題はない。</p>	<p>現行法内であるので、問題はない。</p>	<p>現行法内であるので、問題はない。</p>	<p>現行法内であるので、問題はない。</p>	
④技術上の観点から実現性の見通し	<p>技術上確立されており、実施可能。</p>	<p>技術上確立されており、地質状況を確認して実現性を確認する必要がある。</p>	<p>技術上確立されており、実施可能。</p>	<p>技術上確立されており、実施可能。</p>	<p>技術上確立されており、実施可能。</p>	

コメントの凡例
青字：フラスの要因
黒字：現状維持、その他
赤字：マイナスの要因

評価の記号
 ○：枠内の文字が全て青(黒字は除く)
 ×：枠内の文字が全て赤(黒字は除く)
 △：枠内の文字が青と赤(黒字は除く)
 (注)評価の一つの目安として○×△を記載していますが、各評価軸ごとの評価の考え方をご覧下さい。

4. 矢原川ダム検証に係る検討の内容

4.4 治水対策案の評価軸による評価

表 4.4.5 持続性評価一覧

コメントの凡例
 青字：プラスの要因
 黒字：現状維持、その他
 赤字：マイナスの要因

治水対策案と実施内容の概要	1.ダム		2.ダムの有効活用		3.遊水池(調節池)		4.放水路(捷水路)		5~7.河道改修 (河道の掘削、引堤、堤防かさ上げから複合案を設定)	
	矢原川ダム		御部ダムのかさ上げ+引堤(矢原川)		遊水池+引堤+堤防のかさ上げ		放水路		引堤+堤防のかさ上げ	
評価軸と評価の考え方	ダムや貯水池、河道の堆積土砂撤去を適切に管理することで、治水効果は維持できる。		ダムや貯水池、河道の堆積土砂撤去を適切に管理することで、治水効果は維持できる。		遊水池内の堆積土砂撤去などを適切に管理することで、治水効果は維持できる。		放水路の呑み口や放流口を適切に管理することで、治水効果は維持できる。		河道内の堆積土砂や樹木の撤去などを適切に管理することで、治水効果は維持できる。	
4 持続性	○		○		○		○		○	

評価の記号
 ○：枠内の文字が全て青(黒字は除く)
 ×：枠内の文字が全て赤(黒字は除く)
 △：枠内の文字が青と赤(黒字は除く)
 (注) 評価の一つの目安として○×△を記載していますが、詳細については、各評価軸ごとの評価の考え方をご覧下さい。

表 4.4.6 柔軟性評価一覧

治水対策案と実施内容の概要	1.ダム		2.ダムの有効活用		3.遊水池(調節池)		4.放水路(捷水路)		5~7.河道改修 (河道の掘削、引堤、堤防かさ上げから複合案を設定)	
	矢原川ダム		御部ダムのかさ上げ+引堤(矢原川)		遊水池+引堤+堤防のかさ上げ		放水路		引堤+堤防のかさ上げ	
評価軸と評価の考え方	貯水池の掘削による容量の増加や放流方式の変更などで対応できる。ただし、ダム下流域の降雨に対しては柔軟性に欠ける。		貯水池の掘削による容量の増加や放流方式の変更などで対応できる。ただし、ダム下流域の降雨に対しては柔軟性に欠ける。		遊水池を掘り下げることにより容量を増加させることができる。ただし、新たに非水施設が必要となる。		放水路トンネルであり、容易に断面を大きくできないため、新たな放水路が必要となるので、柔軟性に欠ける。		引堤および堤防のかさ上げにより対応できる。橋梁などの重要構造物の改築や住家移転や用地買収が必要となる。	
5 柔軟性	△		△		△		×		△	

4. 矢原川ダム検証に係る検討の内容

4.4 治水対策案の評価軸による評価

表 4.4.7 地域社会への影響評価一覧

治水対策案と実施内容の概要		1.ダム		2.ダムの有効活用		3.遊水池(調節池)		4.放水路(捷水路)		5~7.河道改修 (河道の掘削、引堤、堤防かさ上げから複合案を設定)		
		矢原川ダム		御部ダムのかさ上げ+引堤(矢原川)		遊水池+引堤+堤防のかさ上げ		放水路		引堤+堤防のかさ上げ		
治水対策案と実施内容の概要 評価軸と評価の考え方 6. 地域社会への影響	①事業地及びその周辺への影響はどの程度か	ダムを建設することにより住家移転3戸、用地42.0haが水没する。ただし、計画は既に公表しており、事業概要等については逐次説明を行っている。	潜水域には家屋はないが、用地117.0haが水没する。	(ダム) 既存の貯水池にあるような公園(キャンプ場、テニスコートなど)を再整備すれば地域振興の維持が可能である。	(ダム) 潜水域には家屋はないが、用地117.0haが水没する。	用地買収により沿川水田の45%が必要となるため、生産基盤を失うことになり、地域発展への影響が大きい。	日本海に洪水が放流されることになり、漁業水域への影響は大きい。	事業用地が沿川水田の約8%を占め、住家移転が84戸発生するため、地域への影響を与える。	親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。	親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。	安全度が河津橋所付近で一律に向上するもので、地域間の利害の公平性について差異は生じない。	
	②地域振興に対してどのよう効果があるか	(ダム) ダムを設置することによる地域振興の効果はない。	(ダム) 既存の貯水池にあるような公園(キャンプ場、テニスコートなど)を再整備すれば地域振興の維持が可能である。	(遊水池) 遊水池を設置することによる地域振興の効果はない。	(河道) 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。	(河道) 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。	(河道) 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。	放水路を設置することによる地域振興の効果はない。	放水路を設置することによる地域振興の効果はない。	放水路を設置することによる地域振興の効果はない。	放水路を設置することによる地域振興の効果はない。	日本海へ直接放流されることにより漁業に関する影響が懸念される。
	③地域間の利害の公平への配慮がなされているか	下流域ではダムの原水を受けるものの、ダム建設地域では森林など土地の協力を余慮なくされ、生活環境に変化が生じるため生活再建が必要となる。	下流域ではダムの原水を受けるものの、ダム建設地域では森林など土地の協力を余慮なくされ、生活環境に変化が生じるため生活再建が必要となる。	下流域ではダムの原水を受けるものの、ダム建設地域では森林など土地の協力を余慮なくされ、生活環境に変化が生じるため生活再建が必要となる。	(河道) 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。	(河道) 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。	(河道) 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。	(河道) 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。	(河道) 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。	(河道) 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。	(河道) 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。	(河道) 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。

コメントの凡例
 青字：プラスの要因
 黒字：現状維持、その他
 赤字：マイナスの要因

評価の記号
 ○：枠内の文字が全て青(黒字は除く)
 ×：枠内の文字が全て赤(黒字は除く)
 △：枠内の文字が青と赤(黒字は除く)
 (注) 評価の目的として○×△を記載していますが、詳細については、各評価軸ごとの評価の考え方をご覧下さい。

4. 矢原川ダム検証に係る検討の内容

4.4 治水対策案の評価軸による評価

表 4.4.8 環境への影響評価一覽

治水対策案と実施内容の概要		1.ダム	2.ダムの有効活用	3.遊水地(調節池)	4.放水路(捷水路)	5~7.河道改修(河道の掘削、引堤、堤防かさ上げから複合案を設定)
7 環境への影響 評価軸と評価の考え方	①水環境に対してどのような影響があるか	水量：洪水調節による急激な水量の変化が起こりにくいので、 河川の流水による浄化効果が損なわれる可能性 がある。 水質：常時、水を貯めないうダムであるため、 富栄養化の可能性は無いが、濁水発生時間が若干長くなる可能性 がある。	水量：洪水調節による急激な水量の変化が起こりにくいので、 河川の流水による浄化効果が損なわれる可能性 がある。 水質：常時、水を貯めないうダムであるため、 富栄養化や濁水長期化の可能性 がある。	水量：降雨の状況により河川の流量は変化する。貯留した流水の 放流に伴う水質悪化の可能性 がある。	水量：降雨の状況により河川の流量は変化する。水質：河川： 現況と変わらない。 放水路排水口： 新たに海へ濁水が放流される。	5~7.河道改修(河道の掘削、引堤、堤防かさ上げから複合案を設定)
	②生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか	(ダム) 常時、水を貯めないが、洪水時に一時的に 湛水する ため貯水池周辺の 生物に影響を与える可能性 がある。また、 施工時はダム事業地周辺の猛禽類などへの影響の可能性 がある。	(ダム) 貯水池面積が広がるため貯水池周辺の 生物に影響を与える可能性 がある。(河道) 河川の生物に影響を与える可能性 がある。瀬や淵の存置や創出が必要となる。	(遊水地) 現在の水田とは異なる 生態系となる。 (河道) 河川の生物に影響を与える可能性 がある。瀬や淵の存置や創出が必要となる。	(放水路) 放水路出口の 海性の生物の生息環境に影響を与える可能性 がある。	(河道) 河川の生物に影響を与える可能性 がある。瀬や淵の存置や創出が必要となる。
	③土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのような影響があるか	(ダム) ダムにより上流から流れる土砂を貯めるため、ダムより下流の土砂流動に対して 影響を与えるが、排砂機能を有しているため、影響は小さい。	(ダム) 現況と変わらず、 土砂流動に対する影響は大さい。 (河道) 矢原川のみ) 土砂流動を阻害する 方策ではないこと から現況と比べて 影響は小さい。	(遊水地) 洪水を一時的に貯留するだけであり、 土砂流動に対する影響は小さい。 (河道) 土砂流動を阻害する 方策ではないこと から現況と比べて 影響は小さい。	(放水路) 洪水の一部を流す だけであり、土砂流動に対する影響は小さい。	(河道) 土砂流動を阻害する 方策ではないこと から現況と比べて 影響は小さい。
	④農耕、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか	(ダム) ダム周辺に 景勝地が無い ため、 景観に影響を与えない。	(遊水地) 景観上、田園風景が失われるが、遊水地に有効活用すれば、新たなふれあいの場が創出される。 (河道) 水際の整備を 工夫することにより、親水性を創出 できる。	(放水路) 放流口の 海岸などの景観に影響を与える。	(河道) 堤防のかさ上げにより 河道と堤内が遠れるが、水際の整備を工夫することにより、親水性を創出 できる。	引堤・堤防のかさ上げ
	⑤その他	特になし。	特になし。	特になし。	特になし。	特になし。

コメントの凡例
 青字：プラスの要因
 黒字：現状維持、その他
 赤字：マイナスの要因

評価の記号
 ○：枠内の文字が全て青(黒字は除く)
 ×：枠内の文字が全て赤(黒字は除く)
 △：枠内の文字が青と赤(黒字は除く)
 (注) 評価の一つの目安として○×△を記載していますが、詳細については、各評価軸ごとの評価の考え方をご覧下さい。

4.5 治水対策案の総合評価

評価軸の評価は表 4.5.1 のようになり、総合的に評価すると「コスト」「実現性」の観点から矢原川ダム案が最も有利であると考えられる。ただし「環境への影響」では他の案と同様に課題があることから、影響への対策を検討していく必要がある。

4. 矢原川ダム検証に係る検討の内容

4.5 治水対策案の総合評価

表 4.5.1 治水対策案の総合評価

治水対策案と実施内容の概要		1.ダム	2.ダムの有効活用	3.遊水池(調節池)	4.放水路(捷水路)	5~7.河道改修 (河道の掘削、引堤、堤防かさ上げから複合案を設定)	
評価軸	1.安全度	<ul style="list-style-type: none"> 1/100確保可能。 完成後に効果発現。 ダム上流域では、容量に計画上の余裕有り。 ダム下流域では、河道の容量に余裕はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1/100確保可能。 完成後に効果発現。 ダム上流域では、容量に計画上の余裕有り。 ダム下流域では、河道の容量に余裕はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1/100確保可能。 段階的に効果発現。 容量に余裕無し。 	<ul style="list-style-type: none"> 1/100確保可能。 完成後に効果発現。 放水路入り口上流域では、容量に計画上の余裕有り。 放水路入り口下流域では、河道の容量に余裕はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1/100確保可能。 段階的に効果発現。 容量に余裕無し。 	
	2.コスト	291.7億円	550.3億円	527.6億円	404.9億円	338.8億円	
	3.実現性	<ul style="list-style-type: none"> 湛水地の買収が必要であるが、事業概要等の説明を行っている。 法的な問題なし。 技術上の問題なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元説明などにより、工事着手するまでに時間を要する。 法的な問題なし。 地質調査を行い、実現性を確認する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元説明などにより、工事着手するまでに時間を要する。 法的な問題なし。 技術上の問題なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元説明などにより、工事着手するまでに時間を要する。 法的な問題なし。 技術上の問題なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元説明などにより、工事着手するまでに時間を要する。 法的な問題なし。 技術上の問題なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元説明などにより、工事着手するまでに時間を要する。 法的な問題なし。 技術上の問題なし。
	4.持続性	治水効果の持続可能。	治水効果の持続可能。	治水効果の持続可能。	治水効果の持続可能。	治水効果の持続可能。	
	5.柔軟性	<ul style="list-style-type: none"> 貯水池の掘削による容量増加が可能。 ダム下流の降雨に対応が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 貯水池の掘削による容量増加が可能。 ダム下流の降雨に対応が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 掘削による容量の増加が可能。 排水施設が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応は困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 引堤及びかさ上げにより対応可能。 構造物への影響があり柔軟性に欠ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 引堤及びかさ上げにより対応可能。 構造物への影響があり柔軟性に欠ける。
	6.地域社会への影響	<ul style="list-style-type: none"> 住家移転及び水没地が発生する。 生活環境に変化が生じるため生活再建が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 水没地が発生する。 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。 地域間の利害の衝突の発生について差異が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業用地として45%の水田を失う。 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。 地域間の利害の衝突の発生について差異が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本海へ洪水を放流するため、漁業に関する影響が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋移転84戸発生。 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。 地域間の利害の衝突の発生について差異は生じない。 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋移転84戸発生。 親水性に配慮した施工を行うことにより水辺空間の創出ができる。 地域間の利害の衝突の発生について差異は生じない。
	7.環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 河川の自浄効果が失われる。 濁水発生時間が若干長くなる可能性有り。 河川生物への影響を与える可能性有り。 土砂流動に対する影響は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の自浄効果が失われる。 富栄養化及び濁水長期化の可能性有り。 生物への影響を与える可能性有り。 土砂流動に対する影響は大きい。 水際の整備を工夫することにより、親水性を創出できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 放流時の水質悪化の可能性有り。 河川生物への影響を与える可能性有り。 土砂流動に対する影響は小さい。 水際の整備を工夫することにより、親水性を創出できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 濁水が直接日本海へ放流される。 海生物への影響を与える可能性有り。 土砂流動に対する影響は小さい。 水際の整備を工夫することにより、親水性を創出できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 濁水が直接日本海へ放流される。 海生物への影響を与える可能性有り。 土砂流動に対する影響は小さい。 水際の整備を工夫することにより、親水性を創出できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工時に河川の生物に影響を与える。 土砂流動の影響は小さい。 水際の整備を工夫することにより、親水性を創出できる。

コメントの凡例

青字：プラスの要因
赤字：マイナスの要因

評価の記号
○：枠内の文字が全て青
×：枠内の文字が全て赤
△：枠内の文字が青と赤
(注) 評価の一つの目安として○×△を記載していますが、詳細については、各評価軸ごとの評価の考え方をご覧下さい。

4.6 総合的な評価

目的別の総合評価の結果、治水対策案では「矢原川ダム案」が最も有利となった。

矢原川ダムは治水以外の目的がないことから、検証対象ダムの総合的な評価は、矢原川ダム案が最も有利となる。

5. 関係者の意見等

5.1 検討委員会及びパブリックコメントの位置づけ

「1.1 ダム検証の流れ」で示したように、島根県では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の検証手順に準じ、島根県公共事業再評価委員会の中に、学識経験を有する者、地域住民代表者、河川利用者の代表者、地元地方公共団体の長により構成したダムの検証の検討を行うための都治川・三隅川治水対策検討委員会を設置し、関係者を一同に介して議論を行うこととした。

また、パブリックコメントは、複数の治水対策案を抽出した段階において広く意見募集を行い、評価するにあたっての参考として活用することとした。

ここでは「都治川・三隅川治水対策検討委員会」および「パブリックコメント」の概要と意見をとりまとめる。

5.2 都治川・三隅川治水対策検討委員会

5.2.1 開催日程及び構成委員

検討委員会は、以下の日程で4回開催した。

表 5.2.1 都治川・三隅川治水対策検討委員会の開催日と主な議事内容

回	日程	主な内容	備考
第1回	平成22年10月13日～ 14日	・設立趣旨、ダムの検証概要・スケジュールの説明 ・検証対象ダムの事業概要 ・現地視察	
第2回	平成22年11月29日	・ダム事業等の点検 ・目的別検討(概略評価による方策の選定、複数の対策案の立案、評価軸ごとの評価)	
第3回	平成23年1月24日	・検討委員会における意見の集約と対応 ・パブリックコメントによる意見集約の整理 ・治水・利水対策の方策の選定及び評価軸による評価の見直し ・治水・利水対策案の総合的な評価 ・検証対象ダムの総合的な評価 ・費用対効果分析の説明 ・対応方針案の説明	
第4回	平成23年3月7日	・対応方針の決定 ・意見具申案の審議	

また、検討委員会の構成委員を以下に示す。

表 5.2.2 都治川・三隅川治水対策検討委員会の構成委員(学識委員)

委員会での分野	主な検証評価軸	氏名	職業・役職
社会学	実現性 地域社会への影響	◎藤原 眞砂	島根県立大学総合政策部 教授
防災 土木工学	安全度・コスト・実現性 持続性・柔軟性	多々納 裕一	京都大学防災研究所社会防災研究 部門防災社会システム 教授
地域計画	実現性・柔軟性 地域社会への影響	田坂 郁夫	島根大学法文学部 教授
環境 (水環境)	環境への影響	武田 育郎	島根大学生物資源科学部生物資源 科学研究科 教授
経済界	地域社会への影響	岩谷 百合雄	島根県商工会議所連合会副会頭
環境 (植生)	環境への影響	高橋 泰子	NPO法人緑と水の連絡会議 代表

◎：委員長

表 5.2.3 都治川・三隅川治水対策検討委員会の構成委員(地域委員)

委員会での分野	主な検証評価軸	氏名	職業・役職
地元	地域社会への影響	松本 健志	三隅自治区自治会連絡協議会会長
地元	地域社会への影響	高橋 正教	美都町自治会連合会会長
漁業	環境への影響	稲岡 邦雄	三隅川漁業協同組合 代表理事組合長
行政	地域社会への影響	宇津 徹男	浜田市長
行政	地域社会への影響	福原 慎太郎	益田市長

第1回 都治川・三隅川治水対策検討委員会

開催状況



現地視察状況（三隅川：三隅大橋基準点）



第2回 都治川・三隅川治水対策検討委員会
(矢原川ダム)



第3回 都治川・三隅川治水対策検討委員会
(矢原川ダム)



第4回 都治川・三隅川治水対策検討委員会



図 5.2.1 都治川・三隅川治水対策検討委員会開催状況

5.2.2 検討委員会の概要

以下に検討委員会の概要を示す。

島根県公共事業再評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、県が事業主体となって実施する公共事業の再評価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 再評価の対象となる公共事業は、土木部、農林水産部及び健康福祉部が所管する国土交通省、農林水産省及び厚生労働省の国庫補助事業及び県単独事業であって、以下の各号のいずれかに該当する事業を対象とする。

ア 別表1、2及び3に掲げる事業

イ 前号に掲げるもののほか、社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業

2 再評価該当年度に完了、又は既に主要工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

(再評価の視点)

第3条 再評価にあたっては、県は以下の各号に掲げる評価の基本的な視点を踏まえ、評価対象事業、評価の単位、評価を行う際の指標（以下「評価手法」という。）を定め、この評価手法に基づいて評価を実施するものとする。

ア 事業の進捗状況

イ 事業を巡る社会経済情勢等の変化

ウ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化

エ コスト縮減や代替案立案等の可能性

(公共事業再評価委員会の設置)

第4条 再評価の実施に関し、知事は、学識経験者等の第三者からの意見を求めるため島根県公共事業再評価委員会（以下「再評価委員会」という。）を設置する。

2 平成22年9月28日付、国河計調第6号により国土交通大臣から要請のあったダム事業の検証に関する再評価の実施にあたっては、知事は、別に委員会を設置するものとする。

3 再評価委員会及び前項に定める委員会の設置に関する事項は別に定める。

(再評価委員会の意見の尊重)

第5条 再評価の実施に関し、再評価委員会からの意見の具申があったときは、知事はこれを尊重するものとする。

(評価結果等の公表)

第6条 評価結果、対応方針等は公表するものとする。

(その他)

第7条 再評価の対象とする事業が国庫補助事業の場合にあつては、この要綱に定めるもののほか当該事業を所管する省庁において策定された当該事業に係る再評価の実施に関する規定に準ずるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、再評価の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成10年10月12日から施行する。
- この要綱の一部改正は、平成11年8月20日から施行する。
- この要綱の一部改正は、平成13年1月6日から施行する。
- この要綱の一部改正は、平成16年5月26日から施行する。
- この要綱の一部改正は、平成18年5月15日から施行する。
- この要綱の一部改正は、平成20年2月18日から施行する。
- この要綱の一部改正は、平成21年12月2日から施行する。
- この要綱の一部改正は、平成22年10月12日から施行する。
- ただし、第4条第2項の規定は平成23年3月25日をもって廃止する。

別表1

対象事業		
農 林 水 産 部	関 農	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業
	係 林	2 事業採択後10年を経過している継続中の事業
	事 水	3 再評価実施後5年を経過している継続中の事業
	業 産	
	省	

別表2

対象事業		
土 木 部	関 国	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業
	係 土	2 事業採択後10年を経過している継続中の事業
	事 交	3 事業採択前の準備・計画段階で5年を経過している事業
	業 通	4 再評価実施後5年を経過している未着工又は継続中の事業（下水道事業を除く）
	省	5 再評価実施後10年を経過している未着工又は継続中の事業（下水道事業）

別表3

対象事業		
健 康 福 祉 部	関 厚	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業
	係 生	2 事業採択後10年を経過している継続中の事業
	事 労	3 再評価実施後5年を経過している継続中の事業
	業 働	
	省	

都治川・三隅川治水対策検討委員会設置要領

(名 称)

第1条 この委員会は、「島根県公共事業再評価実施要綱」第4条第2項に基づき設置し、都治川・三隅川治水対策検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 島根県が建設する波積ダム及び矢原川ダムにおいて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討した内容について評価を行い、事業の対応方針を決定することを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について意見・評価する。

- (1) ダム及びダムに代わる治水対策案
- (2) 治水対策案を評価軸に拠り検討した評価内容

(構 成)

第4条 委員会は、島根県知事が委嘱した別表に掲げる学識委員及び地域委員により構成する。

(設置期間及び任期)

第5条 委員会の設置期間及び委員の任期は、平成23年3月25日までとする。

(委員長)

第6条 委員会には、委員の互選により長を置くものとする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。

(会 議)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、これを招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり議事を処理する。
- 3 委員長は、必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見聴取することができる。
- 4 委員会は、治水対策に関する議事を都治川と三隅川に分けて行うものとし、学識委員は両河川、地域委員は該当する河川の議事について意見・評価する。

(公 開)

第8条 情報公開については、別紙「公開規定及び傍聴要領」に基づき実施する。

(意見具申)

第9条 委員長は、事業の対応方針について知事へ意見を具申する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、島根県土木部河川課に置く。

(雑 則)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年10月13日から施行する。